

NPO 法人仙台グリーフケア研究会

グリーフケアの担い手養成講座規程

1. 講座の目的

グリーフケアの担い手養成講座（以下、本講座）は、NPO 法人仙台グリーフケア研究会（以下、本法人）が主催する『わかちあいの会』の参加者（様々な喪失を体験した人）が、御自身のペースで体験を受け入れ、心の中に折り合いをつけながら、その人なりの生活が営めるように、手助けし、見守り、寄り添うことができる人材【ファシリテーター】を育成することを主たる目的とする。また、本講座を修了した者が、個人の生活や仕事、活動等でグリーフケアを実践することによって、グリーフケアの^{*}社会化が促進され、コミュニティにおけるグリーフケアの発展に寄与するものとする。

*社会化 グリーフケアの視点が社会のいろいろな場面へ浸透すること

2. 講座の概要

本講座は、グリーフケアの担い手として必要な知識や技術を学び・体験する全 10 講座で構成し、必須講座を 6 講座、選択講座を 4 講座とする。受講期間は原則 1 年間とし、最長 3 年間の延長が可能である。

3. 本講座の対象者

本法人の主催する『わかちあいの会』のファシリテーターとしての活動を希望される方、又は、本講座で得た知識や技術を受講者の生活や職業、活動等で活用されたい方を対象とする。職業、ならびに特定の資格等を受講要件とはしない。

4. ファシリテーターの認定

ファシリテーターとは、本法人が主催する『わかちあいの会』において、会を進行する役割を担うものであり、以下のすべての条件を満たした者を本法人のファシリテーターとして認定する。

- (1) 本講座において、必須講座をすべて受講し、選択講座を 2 講座以上受講した者
- (2) 本法人のファシリテーターとして活動する意志がある者
- (3) 本講座のほか、受講期間中に『わかちあいの会』でアシスタントスタッフとして参加した者
- (4) 全講座を修了し、下記の認定委員会で過半数の承認を得られたもの者
- (5) 本法人の正会員である者（全講座修了後の入会可能）

5. ファシリテーター認定委員会の設置について

- (1) ファシリテーターの認定にあたって、認定委員会を設ける
- (2) 認定委員会は、本講座の実施および改善のための検討を行い、本講座の必要事項のすべてを定めることができる。
- (3) 認定委員会の委員は、本法人の理事とする。

6. 受講の辞退等について

- (1) 本講座は、受講者自身に向き合う内容が含まれるため、心的負担が発生する可能性がある。申込後、ならびに受講途中であっても、いつでも受講を辞退することができる。
- (2) 受講を辞退する際には、本法人スタッフに申し出ること。
- (3) 原則的に一括支払いした受講料は返金しない。
- (4) 不適切な受講態度や、言動等によって、本講座、ならびに『わかちあいの会』に多大な影響が及ぶ場合には、受講を辞退していただくことがある。この場合の受講辞退は、ファシリテーター認定委員会で協議し決定する。
- (5) 上記認定委員会で辞退が決定した場合は、委員から受講者に説明する。この場合は、受講料を返金する。

7. 受講上の注意点

- (1) 本講座は、受講者自身に向き合う内容が含まれる。心的負担が発生する可能性があるため、心身の状態を十分に整えた上で受講すること。
- (2) 受講途中で、体調を崩した場合には、我慢せずに速やかに申し出ること。途中退出は可能。
- (3) やむを得ない場合を除き、遅刻・退席・早退などは、受講とみなされないことがある。
※やむを得ない場合：体調不良、天候、自然災害、公共交通機関の乱れなど
- (4) プライバシー保護の観点から、本講座の様子や内容等を SNS 等で公開を希望する際には、本法人に申し出ること。また、録音や写真撮影等も事前に申し出ること。場合によっては禁止することもある。
- (5) テキストは当日配布する。必要に報じて事前に資料等を配布することがある。筆記用具は必ず持参すること。

8. 『わかちあいの会』への参加について

本法人の主催する『わかちあいの会』のファシリテーターとしての活動を希望される方は、第 1、2、3 講を受講後から『わかちあいの会』のアシスタントスタッフとしての参加が可能である。アシスタントスタッフは、会場の準備や受付、茶話会への参加を行う。場所や日時は、受講者の希望を確認し、本法人で調整する。会の運営上、希望に添えないこともある。

9. 修了証、およびファシリテーターの認定証について

- (1) 本講座において、必須講座をすべて受講し、選択講座を 2 講座以上受講した者へ【グリーンケアの担い手養成講座修了証】を発行する。
- (2) 本法人のファシリテーターとして認定された者には【NPO 法人仙台グリーンケア研究会公認ファシリテーター認定証】を発行する。

10. 【NPO 法人仙台グリーフケア研究会公認ファシリテーター認定証】の更新について
- (1) 【NPO 法人仙台グリーフケア研究会公認ファシリテーター認定証】は、2 年毎の更新とする。
 - (2) 更新するためには、次年度以降のグリーフケアの担い手養成講座、および本法人が主催する講演・研修会等を 2 回受講することが必要である
 - (3) 更新制度は、2015 年度以前のファシリテーターにも適用される。
 - (4) 所定の講座を 2 年間で受講できない場合は、ファシリテーターとしての資格を失う
11. 修了証、または認定証受領後のグリーフケアの担い手養成講座の受講料について
- 修了証、または認定証を受領した者の次年度以降のグリーフケアの担い手養成講座の受講料は、1 講座 1, 000 円とし、1 日受講も可能とする。

NPO 法人 仙台グリーフケア研究会
理事長 滑川明男